

欧州委員会のオムニバス法案パッケージ： CSDDD に関する要点と DD 実務への影響

企業法務ニュースレター

2025 年 3 月 19 日号

執筆者:

湯川 雄介

y.yukawa@nishimura.com

長岡 隼平

j.nagaoka@nishimura.com

※ 本ニュースレターは、2025 年 3 月 14 日現在の情報に基づいています。

はじめに

欧州委員会は、2025 年 2 月 26 日、EU レベルのサステナビリティ関連規制を簡素化し、欧州企業の競争力を高めるためのオムニバス法案の提案パッケージを公表しました。今回の欧州委員会の提案は、今後、欧州議会及び EU 理事会による検討・協議を経て、両者間で正式に合意され官報に掲載されてはじめて、各規制の改正の効力が生じるものであって、そうしたプロセスの中で内容も変更される可能性があります。EU がサステナビリティ分野における従来の規制重視路線を転換したとの見方もあり¹、注目が集まっています。今回の欧州委員会の提案が対象としているサステナビリティ関連規制は複数ありますが、本稿では、少なくとも日系企業数十社が直接の適用対象となるとの指摘²もある企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令（CSDDD）について、欧州委員会の提案の要点と、日系企業のサステナビリティ・デュー・ディリジェンス実務に与える影響について解説します。

注目ポイント 1：適用開始時期の延期

CSDDD は EU レベルでの共通のベースラインを定める指令（Directive）という法形式であり、実際に企業に対してデュー・ディリジェンスの実施義務を課すのは、CSDDD に基づいて各 EU 加盟国が 2026 年 7 月までに定めるとされる国内法であり、当該国内法の適用開始は 2027 年 7 月以降、企業規模に応じて段階的に実施されることになっています。

この点、今回の欧州委員会の提案は、上記タイムラインを 1 年後ろ倒しして、各 EU 加盟国による国内法の制定を 2027 年 7 月まで、当該国内法の適用開始を 2028 年 7 月以降とすることを内容としています。これと併せて、CSDDD で 2027 年 7 月までとされている欧州委員会からのガイドラインの発行を 1 年前倒しして、2026 年 7 月とすることで、企業に対して準備期間を与えることを企図しています。

¹ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGR25CG20V20C25A2000000/>

² <https://www.somo.nl/csddd-datahub/>

注目ポイント 2 : デュー・ディリジェンスの対象となるバリューチェーンの範囲に関する変更

CSDDD の枠組みのもと、対象企業は、自社事業だけではなく、「活動の連鎖」の関係にある直接及び間接のビジネスパートナーの事業から生じる（またはその恐れのある）負の影響を特定・評価した上でこれらに対処することを求められています。

この点、今回の欧州委員会の提案は、このような負の影響の特定・評価のプロセスのうち、「活動の連鎖」のマッピング作業の後に行われることが求められている「深掘り評価」について、その対象を原則、直接のビジネスパートナーに限定し、例外的に、間接のビジネスパートナーの事業において負の影響がある（またはその恐れがある）ことを示す「もっともらしい情報」を有する場合には、間接のビジネスパートナーの事業についても「深掘り評価」を実施すべきとしています。

上記の提案は、バリューチェーン全体について「深掘り評価」を行わなければならないという負担を軽減することを企図したものと思われます。しかしながら、現在の CSDDD の規定でも、バリューチェーンの中で負の影響が最も深刻かつ発生可能性が最も高い領域について「深掘り評価」を行うとされているものであって、バリューチェーンの全ての会社を同じ粒度で調べよと言っているわけではありません。また、現場でのデュー・ディリジェンス実務を踏まえると、「負の影響が最も深刻かつ発生可能性が最も高い領域」であると判断するためには、結局、NGO・メディアの報告やグリーンバンスメカニズムを通じた検出事項等、企業が入手可能な「もっともらしい情報」に依拠することが通常と思われる。したがって、**仮に今回の欧州委員会の提案どおりに CSDDD が改正されたとしても、企業としては、一次サプライヤーに関係する負の影響だけを見ていればデュー・ディリジェンスを尽くしたことになるというわけではなく、依然として、入手した情報によりバリューチェーンの中で負の影響が最も深刻かつ発生可能性が最も高い領域にリスクベースで対処していくことが求められる**ものと考えられます。

注目ポイント 3 : ステークホルダー・エンゲージメント実施義務の対象範囲の一部削除

CSDDD の枠組みのもと、対象企業は、デュー・ディリジェンス実施の上での特定のプロセスにおいて、ステークホルダーとの間で効果的なエンゲージメントを行うことが義務付けられています。

この点、今回の欧州委員会の提案は、CSDDD が定めるエンゲージメントの対象である「ステークホルダー」の範囲から、消費者や国内人権／環境機関、市民社会組織等を削除し、自社・子会社やビジネスパートナーの従業員、労働組合、労働者代表、自社、子会社及びビジネスパートナーの製品、サービス及びオペレーションによりその権利または利益が**直接の影響**を受け得る個人、集団、コミュニティに限定することをその内容としています。

上記の提案は、幅広いステークホルダーと対話を行わなければならないという負担を軽減することを企図したものと思われます。しかしながら、現場でのデュー・ディリジェンス実務においては、当該事象に詳しい NGO や国際機関とまずは対話をし、当該事象に関する一般的な理解を深め、各社のコンテキストにおいて直接負の影響を受けている可能性のある個人・集団・コミュニティを絞り込んだ上で、直接対話に至ることが多いのではないかと思います。そうすると、**仮に今回の欧州委員会の提案どおりに CSDDD が改正**

され、上記のようなダイナミックなエンゲージメントのプロセスの途中にある NGO や国際機関とのエンゲージメント義務が撤廃されたとしても、企業としては、エンゲージメント義務の対象である「直接の影響を受け得る個人、集団、コミュニティ」との効果的な対話のため、NGO や国際機関との対話を実施する実務上の必要性は変わらないものと考えられます。

注目ポイント 4 : EU レベルでの民事責任規定の撤廃

CSDDD は、デュー・ディリジェンスの義務を怠った企業に係る EU 共通の民事責任枠組みを設けることで、環境／人権への負の影響を受けた被害者が各 EU 加盟国の司法を通じた救済を求めることができる仕組みを確保しようとしています。

この点、今回の欧州委員会の提案は、そのような EU 共通の民事責任枠組みを撤廃し、デュー・ディリジェンスの義務を怠った企業に係る民事責任は、各 EU 加盟国の既存の国内法で対応することをその内容としています。また、CSDDD が規定していた、被害者が労働組合や NGO、国内人権機関等に訴訟提起を委ねることのできる条件の整備についても削除することを提案しています。

上記の提案は、企業の負担軽減を狙ったものと思われますが、民事責任自体がなくなったわけではなく、企業としては、適切な訴訟リスクマネジメントのため、CSDDD に基づき制定される国内法のもとで企業が負うデュー・ディリジェンス実施義務の違反について、各 EU 加盟国の既存の民事法制のもとでどのような訴訟が提起され得るかについて、加盟国ごとに（現行 CSDDD による共通制度がある状態と比べて相対的に）大きく異なる法制度を分析しなければならず、実際の負担軽減効果は現時点では未知数であると思われます。また、欧州委員会自体が今回の提案に付随して公表した Staff Working Document でも言及しているように、労働組合や NGO、国内人権機関等に訴訟提起を委ねる制度がないことで、かえって個別の被害者による訴訟が散発的に発生し、結果的に企業の対応コストが増える可能性も否定できないと思われます。

まとめ

以上のように、今回公表されたオムニバス法案の提案パッケージのうち、CSDDD に関する提案については、企業の負担軽減という目的を本当に達成できるのかが不透明なものも多いように感じられます。冒頭に記載したとおり、今後、欧州議会及び EU 理事会による検討・協議を経て、内容が変更される可能性もありますが、日系企業としてはこれらの動きを注視しつつも、CSDDD やサステナビリティ・デュー・ディリジェンスの根幹である、国連指導原則や OECD ガイドラインをはじめとする、国際基準に従ったデュー・ディリジェンスという基本に忠実に対応を進めていくことが肝要かと思われます。

【Webinar のご案内】

上記オムニバス法案について、その内容の概説及び日本企業を中心とした企業の皆様が疑問を持たれがちなポイントについて解説する Webinar を以下の要領で開催いたします。当該 Webinar においては、スウェーデンの人権先進企業である Ericsson において、企業内弁護士兼 Business and Human Rights Director として同社の人権対応を牽引して来た経験を有する Théo Jaekel 氏（現在は自身の設立した Jaekel Consulting でコンサルタントとして活動）をゲストとしてお招きし、日本のみならず海外における企業の関心事項についてもディスカッションをする予定です。

タイトル： 「EU のオムニバス提案：実務への影響についての EU ロイヤーとのディスカッション」

開催日時： 2025 年 3 月 26 日（水）16 時 30 分～17 時 15 分（日本時間）

開催方式： オンライン

参加費： 無料

お申込み： 下記 URL からお申し込みください。

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_dDt1ABQASSKcYvX3zxrU9w

連絡先： 湯川 雄介 y.yukawa@plus.nishimura.com

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応べく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com